

家畜排せつ物法施行状況調査結果

(平成29年12月1日時点)

平成29年12月1日時点における家畜排せつ物法の規定に関する施行状況について府県の報告をもとに管内の状況を取りまとめたところ、結果の概要は以下のとおり。

1. 管理基準（法第3条）への対応状況

(1) 管理基準適用対象農家の概要

管理基準適用対象農家数は1,475戸であり、全畜産農家数2,573戸に占める割合は57.3%であった。

(2) 管理基準のうち「構造設備基準」への対応状況

構造設備基準に適合した管理施設のうち恒久的施設整備で対応している農家は1,304戸（管理基準適用対象農家の88.4%）、簡易対応（シートの被覆等）87戸（同18.3%）管理施設を用いない方法（ほ場への直接散布、処理委託、下水道、発酵床等）84戸（同5.7%）で、全て管理基準を満たしており、構造設備基準に不適合な農家はなかった。

(3) 管理基準のうち、「管理方法基準」の遵守状況

管理施設における管理について、2つの府県では概ね（6～9割の農家で）遵守されており、他の4府県では全ての管理基準適用対象農家において遵守されていた。

管理施設の定期的な点検・遅滞ない修繕、送風装置等の適切な維持管理については、全ての府県の対象農家において遵守されていた。

排せつ物の発生量等の記録については、1つの県で一部で（6割未満の農家で）しか遵守されていなかったが、他の5府県の全ての対象農家において遵守されていた。

2. 法に基づく行政指導等の実施状況（平成28年12月2日～29年12月1日）

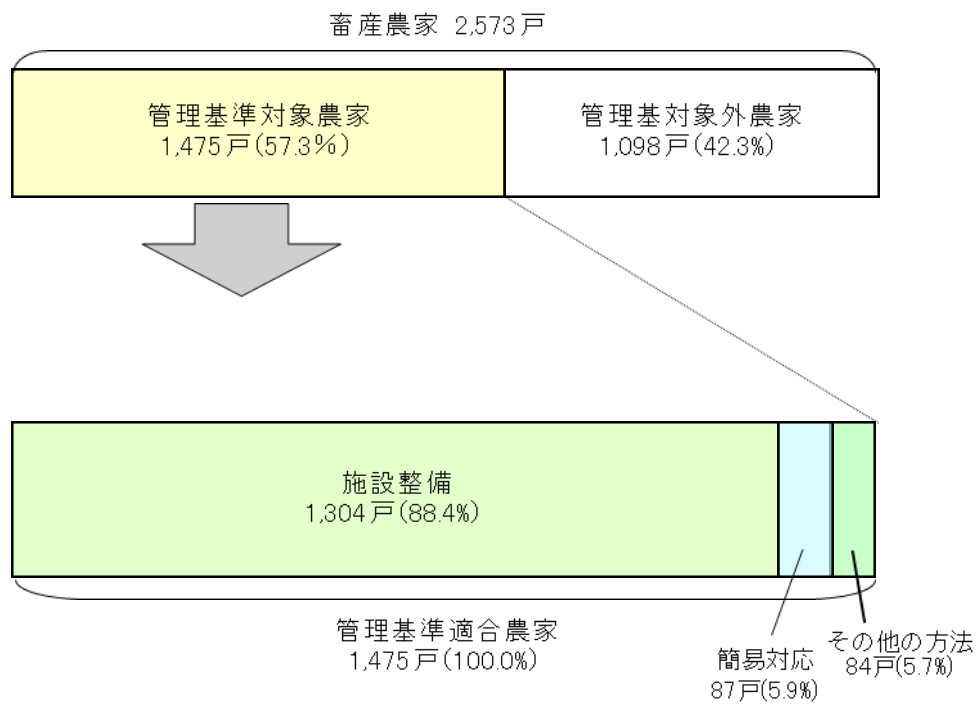
・法第4条（指導・助言）、第5条（勧告・命令）、第6条（報告徴収・立入検査）に関する施行状況

法第4条による指導・助言を実施した農家は1戸のみ。

法第5条による勧告・命令、第6条による報告徴収を実施した府県はなかった。

法第6条による立入検査を実施した農家はある県で12戸あった。

●管理基準のうち「構造設備基準」への対応状況（態様別）



●管理基準のうち「構造設備基準」への対応状況（畜種別）

		畜産農家 戸数	管理基準 対象農家 A	単位: 戸		
				うち基準に 適合 B	基準に 不適合	B/A (%)
全畜種		2573	1475	1475	0	100
畜種別 内訳	乳用牛	504	448	448	0	100
	肉用牛	1545	691	691	0	100
	豚	63	42	42	0	100
	採卵鶏	287	164	164	0	100
	ブロイラー	153	127	127	0	100
	馬	21	3	3	0	100